

平成28年度 事業計画書

公益社団法人日本技術士会は、本年度の事業実施に当たり、従来に引続き会員サービスの向上、財政運営の健全化、国際的通用性の確保を目指すこととする。

会員サービスの向上については、多くの会員が CPD（継続研鑽）機会の充実、格差是正を希望している。そのニーズにきめ細かく応え、インターネットを活用した中継、ホームページからの視聴等をさらに普及させていく必要がある。また会員の社会活動機会の拡大は、大いに期待されており司法支援など新たな活動を軌道に乗せるべく集中した対応を行なう。

財政運営の健全化については、スピード感のある機動的な対応によって、半ば脱却を果たすところまで回復してきている。その成果は引き続き、会員サービスの向上に充てることが重要である。特別会計については、技術士試験センター事務所の移転効果により、財政収支の改善が期待できる。しかし長期的には少子高齢化社会が見込まれていることから、受験者の減少に備える必要がある。

国際的通用性の確保については、国際委員会を常設委員会化し体制の強化を図ったところである。今後さらに技術士を取り巻く環境変化と将来の方向性を見通して、多様で精力的な活動を進めることが重要である。

本年4月からスタートする第5期科学技術基本計画では「技術士制度について、産業界での活用が促進されるよう、時代の要請に応じた見直しを行う」と述べている。科学技術・学術審議会における審議の方向を十分に把握し、本会としても国の政策動向を踏まえつつ受験者の増加、会員拡大に資する制度を目指していくこととする。

以上のような基本の方針の下、平成28年度事業を次の通り計画する。

I 一般事業

1 技術士及び技術者の倫理の啓発

改正技術士法（平成12年）、「技術士プロフェッショナル宣言」（平成19年）、及び公益社団法人としての本会の新たな定款の内容と共に、国際化への対応も踏まえ、平成23年3月に新たに「技術士倫理綱領」を制定した。この理念を広く会員のみならず技術士全般への浸透を図るため、引続き外部に向けたシンポジウムなどを開催し技術者倫理の啓発に努めると共に、技術者倫理に関し活動する会員に対し情報連携など支援を行う。

- (1) 技術者倫理に関する一般企業向けも含めたシンポジウムなどの開催
- (2) 技術者倫理に関する会員の活動状況の登録促進、技術者倫理ワークショップなど研究会の開催
- (3) 月刊「技術士」での技術者倫理啓発など、技術士倫理の理解促進活動の推進
- (4) 関連学協会の技術者倫理啓発活動や調査研究活動への積極的な参画

2 技術士の資質向上

技術士法では、技術士の資質の向上を図るため、資格取得後の継続研鑽（CPD）が責務とされ、CPDは本会の基本事業の一つと位置づけられている。よって、本会は、会員のみならず広く技術士全般に対するCPDの啓発を、関連する学協会とも連携し促進する。CPD活動を

技術士や社会のニーズに応じた体系化の下に進め、魅力ある講座の提供に取り組むとともに、特に各地域の会員のCPD実施機会の増加を目指した施策を実施する。また、「社会に評価されるCPD制度」を確立するため、CPD審査を実施すると共にCPD登録の一層の促進を図る。

- (1) 「技術士CPD中央講座」、「技術士CPDミニ講座」、「技術士業績・研究発表年次大会」、「技術士フォーラム」、「新春記念講演会」などの開催
- (2) 地域組織・部会における講演会や見学会の活性化に向けた支援のほか、「北東3地域本部技術士交流研修会」及び「西日本技術士研究・業績発表大会」の開催
- (3) 全国の会員が閲覧可能となるよう地域組織・部会・委員会が企画する講演内容の本会ホームページへの掲載及びCPD教材の改訂などを含めた整備・充実
- (4) 会員の相互参加などによる学協会との連携の促進、大学など教育機関との連携などによるCPD機会の拡大と内容の充実、WEB会議システムを利用した講演会開催とその効果的な開催方法の検討
- (5) 未入会技術士に対しての本会ホームページでのCPD行事情報の提供及び入会促進
- (6) CPD行事への参加申し込みからCPD記録の登録・審査まで一貫した管理が可能なPe-CPDシステムの運用、CPD記録の登録促進
- (7) CPD登録証明書発行制度の円滑な運用、CPD認定会員制度の広報、及びCPD登録内容の的確な審査の実施
- (8) CPDの実施機会の一層の拡大及び円滑な登録を図るため、「技術士CPDガイドライン」の一部見直しの検討
- (9) 本会が発行するCPD登録証明書の活用や技術士CPD制度の企業などにおける活用など技術士CPDの理解を広めるための自治体や産業界などへの働きかけ

3 技術士制度の普及・啓発

技術士制度の普及・啓発のために、行政機関や産業界での活用促進を働きかけるとともに、技術士の活用及び技術士制度に関する調査・提言並びに広報活動を行う。技術士全国大会や地域での企業、教育機関や公的機関との交流会や地域組織・部会が開催する研修会・講演会などを広く社会に公開し、技術士及び技術士制度の普及を図る。

- (1) 国、地方自治体、地域の業界団体などを対象にした技術士の活用及び技術士制度に関する調査
- (2) 上記の調査結果を踏まえた関係機関への技術士の活用及び技術士制度の普及に関する提言や働きかけ
- (3) 「第43回技術士全国大会」（横浜市）、「地域産学官技術士合同セミナー」（北海道、東北、北陸、九州の各地域本部）、「技術士試験合格者祝賀会」（統括本部、各地域組織、各部会）、地域産業活性化に向けた研究会（各地域組織）などの開催
- (4) 女性技術士及び女性会員の増大に向けた男女共同参画推進活動の展開

4 会員の社会的活動への支援

社会における技術ニーズと会員との結びつけをさらに強めるため、行政、関係諸機関・団体との連携をより強化するとともに、研修会やホームページを通じ、技術ニーズに関する情報提供と共に会員側の対応力を増進し、会員の社会貢献機会の拡大に努める。さらに、各部会においては、技術士資格と他の技術資格の相互活用について、関係官庁や関係団体などへの働きかけを展開するものとする。

また、会員の専門技術を生かし、地域社会や青少年に向けた科学技術に関するコミュニケーションの促進など、科学技術振興支援事業を継続して行う。さらに、科学技術全般にわたる高度な専門技術者の集団である本会の特性を活かし、裁判所からの依頼に対する司法支援その他、地域防災支援、工事監査支援などの行政支援活動を継続する。

- (1) 国、地方自治体、業界団体などへの技術士の活躍範囲の拡大に向けた、地域組織・部会による働きかけ
- (2) 技術ニーズに関わる諸機関・団体との交流及び連携の強化並びにホームページを通じた技術ニーズに関する情報提供の強化
- (3) 技術士業務開業研修会、技術指導力向上を目的とした研修会及び海外技術協力実務講習会等の開催
- (4) 地域社会へ向けたサイエンスカフェなどにおける科学技術コミュニケーション及び教育現場での理科教育支援を通した科学技術振興支援活動の推進
- (5) 科学技術行政施策（科学技術週間、サイエンス・インカレ、サイエンスアゴラなど）への協力
- (6) 行政機関との防災・減災協定に基づく地域住民とのコミュニケーション活動や防災訓練への参加、国や自治体などが推進する震災対策技術普及事業などへの参画、本会の防災関係会員による連絡会議の開催など
- (7) 裁判所からの専門委員の推薦や技術鑑定などの依頼に対する協力（司法支援活動）の実施
- (8) 行政に対する支援としての地方自治体の工事監査などにおける技術調査の実施
- (9) “技術士としての目に見える社会活動”の事例発表などによる社会に向けた広報

5 技術系人材の育成

技術士資格取得に向けた修習技術者（技術士第一次試験合格者及び JABEE 認定課程修了者）の修習活動の支援を進める。また大学などの教育機関に対し技術士活動の広報と技術士制度の普及啓発を図る。

- (1) 修習技術者に向けた修習技術者ガイドブック(第3版)の普及（講習会の開催など）、修習支援プログラムとその支援方法・体制の整備、充実、及び準会員への入会促進
- (2) 技術士第一次試験合格者・JABEE 認定課程修了者ガイダンス、修習技術者向け研修会・発表会などの開催
- (3) 各地域組織での修習技術者向け研修会の開催回数を増やすとともに、WEB会議システムなどを活用した研修機会の地域格差是正への取組み
- (4) 大学・高専などの教育機関に対する技術士及び技術士制度についての組織的な広報の強化、特に女子学生、JABEE 認定課程の在学生、教職員などに対する説明会の開催、並びに説明員の強化

6 国際交流及び国際協力活動

技術を通じた国際交流や国際協力は、技術士が国際社会に貢献する上で重要な活動である。日韓技術士交流委員会、海外活動支援委員会、青年技術士交流委員会や地域組織などの国際活動を国際委員会の下に位置づけ、新たな地域も含めた国際交流活動の促進を検討する。

併せて自由貿易協定の進展なども視野に入れた APEC エンジニア、IPEA*国際エンジニアの普及、活用、支援、また FEIAP*（アジア・太平洋地域技術者協会連合）、EA*（オーストラリア技術者協会）などの国際技術者団体との交流促進や技術士の海外での業務活動の支援を

行う。

- (1) APEC エンジニア及び IPEA 国際エンジニアの審査登録の実施、及びこれらの国際的資格の運用に関する相互レビューへの協力
 - (2) IEA*（国際エンジニア連合）が定めた Graduate Attributes and Professional Competencies（卒業生及び専門職としての知識・能力）の APEC エンジニア及び IPEA 国際エンジニア制度への適用
 - (3) IEA や FEIAP における活動を通じて、加盟技術者団体及び教育機関などとの交流・協力の促進
 - (4) EA、台湾経済部及び英國機械技術者協会との協定に基づく交流の促進検討
 - (5) 「第 46 回日韓技術士国際会議」(栃木県日光市)の開催、日韓技術士交流促進の調査・研究
 - (6) 青年技術士交流実行委員会による ASEAN 諸国・地域の若手技術者との交流の継続
 - (7) 国際協力機構、日本貿易振興機構、中国国際人材交流協会、中国科学技術交流中心、韓日産業・技術協力財團、欧州復興開発銀行などが実施している専門家派遣などへの支援及び協力関係の構築
 - (8) 技術士パーソナルデータベースの継続的運用と東南アジアなど近隣諸国における技術協力ニーズの調査及び海外からの依頼への対応
 - (9) 本会の各組織による国際活動に関する情報の全体的集約と管轄及び支援の検討
- * IPEA (International Professional Engineers Agreement) 、
FEIAP (Federation of Engineering Institutions of Asia and Pacific) 、
EA (Engineers Australia) 、 IEA (International Engineering Alliance)

7 情報発信・連携の強化

本会の目的を達成し会の発展を目指すためには、技術士制度の社会への浸透が不可欠であり、本会及び本会会員による「社会に向けた情報発信」は重要である。そのために、多様な形態による広報活動のあり方について検討を継続し、成案を得たものから順次実施する。

また、会員に向けた情報発信機能の強化と統括本部、地域組織、部会相互の情報連携のために、会報やホームページにおける広報内容などの充実の他、インターネットを利用した会議システムなど情報システムの円滑な運用を図る。

- (1) 技術士制度についての産学官への情報発信、技術者の育成に向けた関係学協会との連携
- (2) 技術士資格の取得及び本会への入会について広く理解を得るために企業や業界団体に対する広報活動の検討継続
- (3) 報道機関との連携を含む対外的広報活動の企画推進、本会の各種行事や社会貢献活動などの外部への積極的な情報発信
- (4) 月刊『技術士』の発行及びホームページでの既刊号閲覧システム (Pe-book) の充実
- (5) 月刊『技術士』を補完するホームページ上の広報 (Pe-プラス) の定着
- (6) 会員の基本情報、技術士業務の経歴、防災支援、技術者倫理、司法支援などに関わる会員の活動実績を登録し担当委員会での活用を可能とするパーソナルデータベースの充実
- (7) ホームページでの会員専用コーナー、同報メールシステムの活用による提供情報の充実、及び WEB 会議システムや専門技術など各種情報の共有・活用に資するシステムの運用
- (8) 各委員会・地域組織・部会における活発な情報発信及びホームページの維持管理
- (9) 月刊『技術士』などの配達に代わりホームページでの閲覧を希望する会員への対応

8 組織運営の強化

地域本部長会議、支部長会議、部会長会議を通じて地域組織及び部会における一層の連携を図るとともに、委員会体制の一部見直し後の各委員会による事業運営の充実を進め正会員、準会員、賛助会員の拡大を図る。

本会事業の全国的な展開を一層きめ細かく進めるため、会員における地域的な活動を強化・支援する、県などの単位での支部組織の整備を進める。

技術士全般の活動活性化のために、関連学協会との連携促進の他、関連する技術士団体との情報交換などを通じた「緩やかな連携」の構築を進める。

公益社団法人として必要とされる総会、理事会及び地域組織などの組織運営面での対応の充実を図る。

- (1) 新たな委員会体制の下での事業執行の一層の効率化
- (2) 総務委員会の管轄の下、関東甲信地域における8県支部の的確な事業運営実施に向けた支援
- (3) 地域本部管轄地域における会員のきめ細かな地域活動の活性化を目的とした県単位での支部組織の整備と地域本部による的確な管轄の実施
- (4) フェロー認定の運用等による会員顕彰制度の充実
- (5) 賛助会員企業内技術士に向けた本会活動への理解促進及び入会への協力依頼
- (6) 企業内技術士会や出身大学別の技術士会などとの「緩やかな連携」の推進
- (7) 公益社団法人として求められる法人ガバナンス面からの本会運営における課題への的確な対応
- (8) 定時総会における正会員の利便性の向上、円滑な運営を目指したインターネットを活用した議決権行使システムの円滑な運用
- (9) 役員候補者選出選挙などにおけるインターネットによる投票システムの活用

9 東日本大震災復興支援活動の継続

地域本部・部会などそれぞれの組織の特徴を踏まえた支援活動を推進する。復興支援活動に関わる情報提供、復興支援技術士データベースの運用などの他、被災自治体支援のための復興庁職員採用への協力など関係省庁とも連携を図りつつ防災支援委員会により継続的に推進する。

- (1) 復興支援5周年行事の開催

10 技術士制度および科学技術政策への取組み

文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会、制度検討特別委員会及び相互活用作業部会での審議を通じて技術士制度のあり方や活用促進の検討について本会としても積極的に取組むとともに、我が国の科学技術政策に対して発言する団体としての役割を果たす。

- (1) 本会の技術士制度検討委員会における技術士制度の改革案の検討

11 受託事業への対応

本会における業務受託は、本会の目的にかない公益法人としての社会への貢献を基本とし、国、地方自治体からの各種審査、調査などの受託事業のほか関係機関などからの委託を受けた事業に対応する。

- (1) 国、独立行政法人における調査及び監査業務など

- (2) 地方自治体における工事などの監査に伴う技術調査に関する業務
- (3) 地方自治体における積算など検査業務、建造物設計審査業務、防災に関する点検業務など
- (4) 官公庁及びその関連機関などが実施している助成金交付申請に係る審査業務
- (5) 地方自治体などの技術系職員採用試験問題の作成、採点など業務
- (6) 国、地方自治体、関係機関などにおける技術者倫理面での職員教育の支援業務
- (7) 建設系 CPD 協議会事務局業務の円滑な実施

II 指定事業

1 技術士試験の実施

技術士試験の実施にあたっては、各地域組織、大学などの協力を得つつ、正確、公正を旨とした試験を適正かつ確実に実施する。平成 25 年度より試験方法が変更されたことに伴いより一層試験委員と緊密な連携を図り、適正な試験実施に努める。

- (1) 技術士第一次試験の試験事務
- (2) 技術士第二次試験筆記試験の試験事務
- (3) 技術士第二次試験口頭試験の試験事務

2 技術士登録などの実施

技術士及び技術士補の新規登録、登録事項変更届及び登録証明書発行など事務の迅速化を図り、申請者などへのサービス向上に努める。

- (1) 技術士及び技術士補の登録事務
- (2) 技術士及び技術士補の登録証明書発行などの事務

3 技術士試験制度などの広報活動

大学・高専・学協会などが実施する試験制度の説明会などに対し、各地域組織、関連委員会などの協力を得て積極的に対応するとともに、特に平成 25 年度から変更された試験方法の普及啓発活動を推進し、受験者などに周知を図る。

- (1) 技術士試験制度の広報活動
- (2) 技術士試験実施に係る広報活動

4 試験・登録事務の改善、強化

試験・登録事務については、適正かつ効率的な試験・登録を実施していくため引き続き業務の正確化・合理化を図るとともに、財政の改善に努め、適切な事業運営を図ることとする。

また、技術士試験に係る諸課題などについては、技術士分科会などに積極的に協力するとともに、必要となる資料などを提供していくこととする。

以上